

建設工事における履行確実性評価価格の取り扱いについて

(総合評価落札方式に適用)

平成30年7月17日 30南管財第178号
最終改正 令和6年3月1日 5南管財第313号

1. 対象工事

南島原市が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、「南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成30年7月17日付け30南管財第174号）」を適用する工事に対して履行確実性評価価格を設けるものとする。

なお、最低制限価格を設定する工事に対しては適用しない。

2. 履行確実性評価設計価格（税抜き）の算出

履行確実性評価設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工事区分	履行確実性評価設計価格
土木工事	設計金額の92%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	
土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	

3. 履行確実性評価価格（税抜き）について

上記2. で算出した額（履行確実性評価設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて履行確実性評価基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、履行確実性評価基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を履行確実性評価価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4. 履行確実性確保価格（税抜き）

上記2. で算出した額（履行確実性評価設計価格）とし、乱数（事前・公開ランダム）は適用しない。

5. 数値の取り扱い

履行確実性評価価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

6. 試行期間

令和6年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。